

「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の位置づけ （「災害廃棄物対策指針」との関係について）

災害廃棄物対策は、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく実施することとしている。

他方、平成 26 年 3 月に策定した「災害廃棄物対策指針」は大規模な災害に向けた備え及び発災後の対応が不十分であった。このため、今般、「大規模災害発生における災害廃棄物対策行動指針」（仮称）を新たに策定し、大規模災害時の廃棄物対策についての基本的考え方・方針を示すことにより、備えとしての十全性を確保しようとするもの。

1. 災害廃棄物対策指針（災対指針）

- 平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化するため、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる事項を整理するもの。
- 地方自治体が本指針に基づいて対策を講じやすいよう、より具体的な内容を記載する。
- 災害廃棄物対策の知見・教訓を確実に引き継ぐべく、不断に情報収集等を行い、必要に応じてその都度改訂する。

【内容】

- 市町村及び都道府県における、発災前の災害廃棄物処理計画の策定及び発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定のための指針。
（災害廃棄物処理計画を策定していない地方自治体については、発災後、取り急ぎ参考にして対応するための指針として活用されることも想定。）

2. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（行動指針）

- 平時の枠組み・対策では対応できない大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針を整理するもの（その基本的な考え方を踏まえ、地域ブロック単位での行動計画の策定や国による処理指針の作成に活用を想定）。

【内容】

- 地域ブロック単位の災害廃棄物対策として期待される事項、及び地域ブロック協議会で策定する行動計画に盛り込まれることが望ましいと考えられる事項。
- 大規模災害の発生に備えて環境大臣が行うべき事項、及び大規模災害発生後に策定する処理指針作成のためのひな形。

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図（改正案）

